

第9期
2024年度(令和6年度)～2026年度(令和8年度)

葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画

概要版



2024年(令和6年)3月
葉山町

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

本町では、2021年（令和3年）3月に策定した「第8期葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」で掲げた基本理念である「お互いに支え合い、生きいきと健康に過ごせるまち はやま」の実現に向け、年齢を重ねても幸せに、笑顔で過ごせるよう、また、地域での支え合いを大切にするぬくもりのあるまちづくりを進めてきました。

この3年間を振り返り、次の3年間に取り組むべき事項を整理するとともに、引き続き、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備し、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取り組み内容や目標を定め、「第9期葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

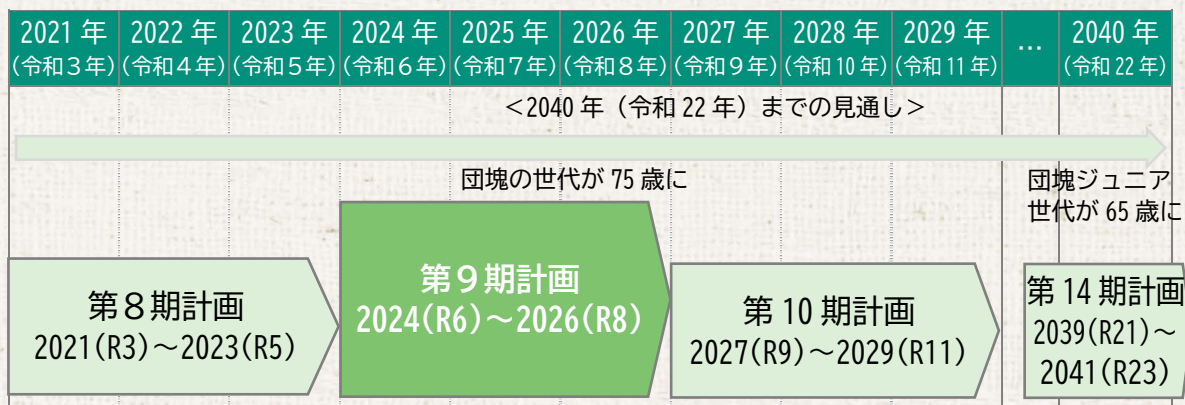
2 計画の性格と位置付け

本計画は、法定計画として老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画と介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画を一体的に策定したものです。なお、本計画は「葉山町総合計画」、「葉山町地域福祉推進プラン」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「葉山町障害者福祉計画」、「葉山町健康増進計画・食育推進計画」等他の関連計画との整合を図って策定しています。また、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」、「神奈川県保健医療計画」「神奈川県認知症施策推進計画」との連携を図って策定しています。

3 計画の期間

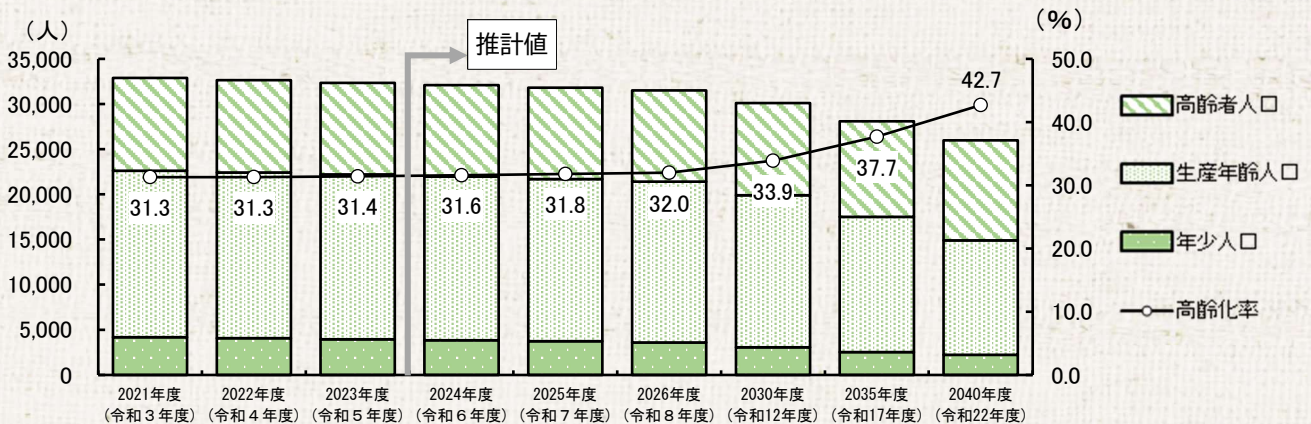
本計画の期間は、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間です。

2040年（令和22年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。



Ⅱ 葉山町における高齢者の現状

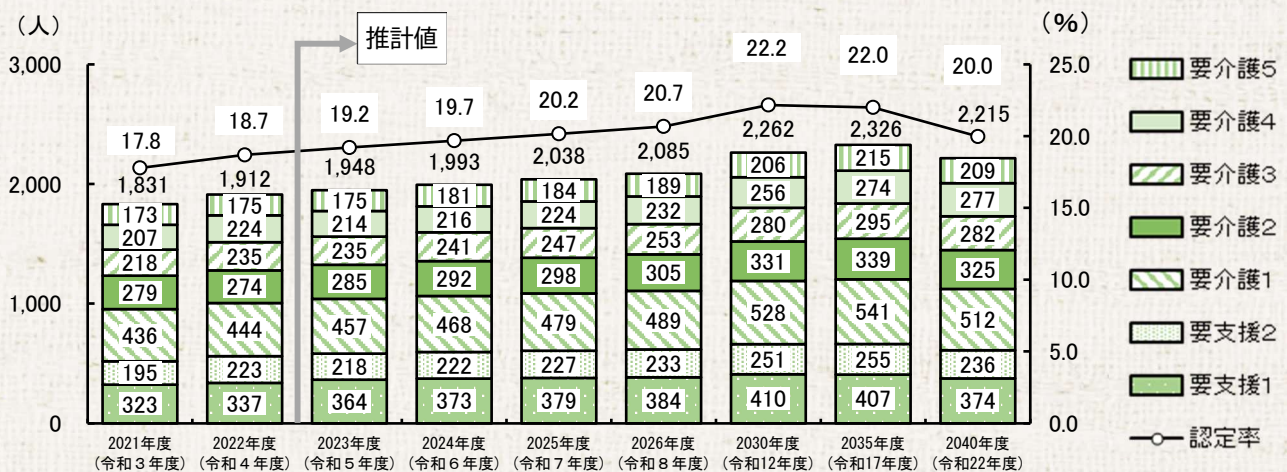
1 高齢者数の推移と今後の見込み



※2024年度(令和6年度)以降は、住民基本台帳の値をもとにコーホート変化率法により推計しました。

- これまでの人口推移から2040年(令和22年)までの人口を推計すると、総人口は緩やかに減少を続ける一方、高齢化率は上昇していくと見込まれます。
- 2040年(令和22年)には高齢化率が42.7%、前期高齢者は5,338人、後期高齢者(75歳以上)は5,752人になると推計されます。

2 認定者数の推移と今後の見込み



※ 認定者数は、過去の認定率の平均値及び町内認定者の増減要因の分析も加味して推計しました。

※ 住所地特例を含む第1号要支援・要介護認定者数であり、第2号要支援・要介護認定者数は含みません。

※ 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

- 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推計値をみると、増加傾向が予想されます。
- 特に認定者数の多い要介護1は2021年度(令和3年度)に対して、2040年度(令和22年度)には76人の増加が見込まれます。
- 65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合(認定率)も緩やかに上昇を続けますが、2030年度(令和12年度)をピークに減少し、2040年度(令和22年度)には20.0%になると推計されます。

Ⅲ 基本理念と基本目標

1 基本理念

第8期計画の取組みとの連続性、整合性からその基本理念である「お互いに支え合い、生きいきと健康に過ごせるまち はやま」を引き継ぎ、年齢を重ね介護が必要な状態になっても、すべての人が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりをめざします。

**お互いに支え合い、
生きいきと健康に過ごせるまち はやま**



2 基本目標

基本理念に基づき、次の4つの目標を掲げ、施策を推進するものとします。

基本目標1：元気で健康な状態を維持する

高齢者の生活の質を向上させ、健康寿命を延ばすため、地域での介護予防プログラムを推進し、運動や教育を通じて高齢者の健康を支援します。また、地域包括支援センターの機能の充実を図ることで高齢者の多様なニーズに対応し、高齢者の外出と交流活動を支援します。

基本目標2：地域でお互い助け合いながら暮らしていく

地域での協力と支え合いを通じて、高齢者が安心して生活し続けられる環境を築くため、地域の福祉活動を支援し、地域の助け合い、支え合いを促進するとともに、生活支援のコーディネーターを配置し、高齢者のニーズに応じた支援を実施します。

また、高齢者虐待を防ぐための取組みや災害対策、高齢者の社会参加の促進、高齢者の就業を支援します。

基本目標3：認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるために、認知症についての理解を促進し、若年性認知症の支援を強化し、認知症予防事業を実施します。認知症ケアパスの作成や認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の配置を通じて、地域包括支援体制を強化し、認知症関連の教育やサポートを提供し、認知症患者とその家族が安心して生活できる環境を整えます。

基本目標4：年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、 暮らしていけるまちとする

年齢を重ねても本町での暮らしを支えるため、高齢者への支援体制の充実、要介護高齢者の把握、見守り・助け合い活動促進、介護給付費適正化、予防・介護給付サービス、地域密着型サービス、その他のサービスの強化、医療と介護の連携等を推進し、町民の長寿と福祉を確保する取組みを進めます。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

お互いに支え合い、生きいきと健康に過ごせるまちはやま

1 元気で健康な状態を維持する

- 1 貯筋運動の普及
(地域づくりによる介護予防推進支援事業)
- 2 介護予防事業の推進
- 3 介護予防ケアマネジメント事業の充実
- 4 包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実
- 5 外出支援事業の推進

2 地域でお互い助け合いながら暮らしていく

- 1 地域福祉活動への支援
- 2 地域ケア会議の推進
- 3 生きがいミニデイサービス事業の普及
- 4 総合事業における多様なサービスの創出
- 5 高齢者虐待防止への取組み
- 6 安全・安心な地域づくり
- 7 社会参加の促進
- 8 就業の支援

3 認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

- 1 認知症について理解する
- 2 認知症の早期発見・早期対応
- 3 認知症予防事業の実施

4 年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、暮らしていけるまちとする

- 1 高齢者への生活支援の充実
- 2 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進
- 3 介護給付等費用適正化事業
- 4 予防給付サービスの推進
- 5 介護給付サービスの推進
- 6 地域密着型サービスの推進
- 7 その他サービスの推進
- 8 家族介護者支援の取組み
- 9 介護サービスの質の向上
- 10 医療と介護の連携
- 11 介護保険事業の円滑な実施

IV 施策の展開

基本目標 1：元気で健康な状態を維持する

【基本施策】

- (1) 貯筋運動の普及（地域づくりによる介護予防推進支援事業）
- (2) 介護予防事業の推進
- (3) 介護予防ケアマネジメント事業の充実
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実
- (5) 外出支援事業の推進

【主な取組】

①介護予防把握事業

医療機関、町内会・自治会、民生委員・児童委員等地域住民、地域包括支援センター、本人・家族等からの相談・情報提供を通じて要介護・要支援状態に移行するおそれのある高齢者を把握します。

②介護予防・予防給付に関するケアマネジメント事業

要支援1、2及び事業対象者に向けサービス提供期間を限定し、具体的な目標をたてるとともに、心身の状況や生活機能が低下した原因に応じた総合的、効果的な支援計画を作成します。そして一定期間経過後に目標の達成状況を評価し、必要に応じて支援計画の見直しを行います。

③高齢者外出支援事業

心身機能の低下により自家用車や公共交通機関を利用したの買い物や病院への通院、入退院、施設への入退所が困難な人に無料送迎を行い、高齢者の外出支援を行います。

基本目標 2：地域でお互い助け合いながら暮らしていく

【基本施策】

- (1) 地域福祉活動への支援
- (2) 地域ケア会議の推進
- (3) 生きがいミニデイサービス事業の普及
- (4) 総合事業における多様なサービスの創出
- (5) 高齢者虐待防止への取組み
- (6) 安全・安心な地域づくり
- (7) 社会参加の促進
- (8) 就業の支援

【主な取組】

①訪問介護・通所介護

要支援者等の多様な生活支援ニーズに対して、予防給付のうち訪問介護、通所介護については、総合事業において多様なサービスを提供することが可能となっています。

第9期計画では訪問型サービスCを新たに創設するとともに、引き続き基準緩和したサービス、住民主体サービス等多様なサービスを提供していきます。

②啓発活動や地域住民による見守りや声かけ

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者虐待防止パンフレットを作成し、高齢者虐待についての相談や通報窓口を住民に周知・啓発を行いました。今後も引き続き、啓発や地域の見守り体制の強化を図っていきます。

③老人クラブへの活動支援

老人クラブ活動への支援を行い、ボランティア活動、生きがい活動と健康づくりなどの活動を行っています。



基本目標3：認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

【基本施策】

- (1) 認知症について理解する
- (2) 認知症の早期発見・早期対応
- (3) 認知症予防事業の実施

【主な取組】

①普及・啓発・本人発信支援

認知症をより身近なものとして捉えられるよう、2023年度（令和5年度）から世界アルツハイマー月間に併せ、認知症に係るパネル展示を役場ロビーで実施しています。今後とも、町民への正しい知識の普及・啓発を行います。

②認知症ケアパス（地域包括支援センター・福祉課）

認知症の人とそのご家族の不安を少しでも軽くできるよう、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の進行状況に応じて、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのかという流れを示す認知症ケアパスの活用を推進します。

また、早期発見・早期対応システムとして、単なる物忘れか、認知症による物忘れかを確認する、認知症簡易チェックサイトを活用しています。

③認知症等行方不明SOSネットワーク

認知症（徘徊）高齢者の家族の希望により、事前に情報登録することにより、実際に行方不明になった場合、警察や各行政関連機関、交通機関などが連絡を取り合って、徘徊高齢者を早期に発見してご家族のもとに帰すことを目的としています。

基本目標4：年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、暮らしていけるまちとする

【基本施策】

- (1) 高齢者への生活支援の充実
- (2) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進
- (3) 介護給付等費用適正化事業
- (4) 予防給付サービスの推進
- (5) 介護給付サービスの推進
- (6) 地域密着型サービスの推進
- (7) その他サービスの推進
- (8) 家族介護者支援の取組み
- (9) 介護サービスの質の向上
- (10) 医療と介護の連携
- (11) 介護保険事業の円滑な実施



【主な取組】

①緊急通報システム

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、または家族の事情により、ほぼ通年日中ひとり暮らしとなる高齢者等で、貸与機器が設置できる電話回線を有し、身体上慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある者に対し、緊急通報システム装置を無償で貸与しています。

今後も引き続き対象者への緊急通報システムの貸与及び普及推進を図ります。

②仕事と介護の両立支援のための環境整備

家族の介護が必要となった場合に、仕事や家庭、地域等における役割や立場を大きく変えることなく生活を維持できるよう、必要な情報収集が、インターネット等を利用していつでも、わかりやすく行えるようにするため、関連団体・事業所と連携して、サービス内容の情報提供について町ホームページを活用して実施します。

③介護人材の確保・育成

全国的に介護人材不足が課題となっており、本町においても同様です。神奈川県の実施する「人材確保や育成支援」に関する情報提供を積極的に行っていきます。また、事業所に対する支援策について検討を進めます。

V 葉山町の介護保険料

■ 第9期計画における介護保険料（第1号被保険者の保険料基準額）

被保険者の負担能力に応じた保険料となるよう所得段階区分を標準よりきめ細かく設定し、第9期においては第8期同様16段階に区分します。

所得段階	対 象 者	基準割合	保険料	
			(年額)	(月額)
第1段階	・生活保護の人又は老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が町民非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.285 (0.455)	18,468 円 (29,484 円)	1,539 円 (2,457 円)
第2段階	・本人及び世帯全員が町民非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人（第1段階に該当しない人）	0.438 (0.638)	28,382 円 (41,342 円)	2,365 円 (3,445 円)
第3段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の人（第1段階、第2段階に該当しない人）	0.64 (0.645)	41,472 円 (41,796 円)	3,456 円 (3,483 円)
第4段階	・本人は町民税非課税の人で、世帯の中に町民税課税者が含まれており、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.880	57,024 円	4,752 円
第5段階	・本人は町民税非課税の人で、世帯の中に町民税課税者が含まれている人（第4段階に該当しない人）	1.000	64,800 円	5,400 円
第6段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万未満の人	1.140	73,872 円	6,156 円
第7段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万以上160万未満の人	1.250	81,000 円	6,750 円
第8段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が160万以上200万未満の人	1.340	86,832 円	7,236 円
第9段階	・本人は町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万以上300万未満の人	1.510	97,848 円	8,154 円
第10段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が300万以上400万未満の人	1.690	109,512 円	9,126 円
第11段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が400万以上600万未満の人	1.890	122,472 円	10,206 円
第12段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が600万以上800万未満の人	2.100	136,080 円	11,340 円
第13段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が800万以上1,000万未満の人	2.320	150,336 円	12,528 円
第14段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万以上1,500万未満の人	2.550	165,240 円	13,770 円
第15段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1,500万以上2,000万未満の人	2.800	181,440 円	15,120 円
第16段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が2,000万以上の人	3.100	200,880 円	16,740 円

※（ ）内の割合・金額は、公費による低所得者に対する軽減賦課適用前のものです。

第9期
(2024年度(令和6年度)～
2026年度(令和8年度))

葉山町高齢者福祉計画
介護保険事業計画
【概要版】

2024年(令和6年)3月

葉山町福祉部福祉課

〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地

電話046-876-1111(代表) / FAX046-876-1717

この計画書の本編は、葉山町ホームページから
ダウンロードすることもできます。

(<https://www.town.hayama.lg.jp/>)